

財政学における経費論の必然性

岡野鑑記

一 はしがき

国家の経費現象は、財政学固有の認識対象であるかどうか、経費の問題は財政学研究における不可欠の基本問題であるかどうか、という問題は、古くて新しい財政学上の重要課題である。この問題の所在も、財政現象の歴史的变化に伴う財政学の学問的発展とともに、幾変転を経て今日にいたっている。社会科学方法論の未成熟な初期の時代には、財政学は、或は国家行政学の一部として、或は政治経済学の一部として、綜科学的な方法によって取扱われた。この時代には、経費論は無批判的に包括的な学問の一部として論せられた。その後、科学方法論的洗礼を受けるにいたって、財政学の科学的独立性の問題が登場して、一方において、財政学における経費論の否定論が主張されるとともに、他方において、これを積極的には認めんとする経費論の肯定論が強調された。さらに両者の折衷説ともいふべき方法論的否定論と、実際論的肯定論との二元的な経費論の必要論が行われるに

いたった。

しかしそれぞれ時代と国とを異にする多数の学者の所論は、理論的にも實際的にも、極めて複雑微妙であつて、その真意を的確に捕捉したい場合が少なくない。そこで多数の学者の中から、比較的明確な見解を述べている諸学者を挙げて、これを財政学における経費論の、(一)、否定論者(カイツル、ルロア・ポリュー)と、(二)、必要論者(シュタイン、エーエベルク、モル、ゲルロフ、井藤博士、安藤博士)と、(三)、肯定論者(スミス、ワグナー、ゴールトシャイト、ドールトン、高木博士、井手博士)の三類型に分けて論じてみた。しかし私の財政学方法論の立場からみると、いずれも同調しがたい所論であるから、私の独自の方法的見解に立って、最後に、「経費論の必然論」という新しい表題の下に略述しておいた。一小論であるために意をつくさざる所が多いが、先学諸氏の御示教を得ば幸いである。

二 経費論の否定論

まず最初に、経費論(公共需要論)は、財政学固有の研究対象ではないとして、財政学から除外すべしとする経費論否定論から述べてみたい。その主たる学者の所論を略述すると、およそ左の通りである。

(一) ヨセフ・カイツル¹⁾ (Josef Kaizl)

カイツルは財政学を定義して、「財政学とは、政治団体の経済的獲得活動(wirtschaftliche Erwerbstätigkeit)を対象とする独立の科学である」という。その理由は、「獲得活動によって調達される国家の貨幣収入が、昔時から財政といわれてきたからである」というのである。しかし国家の貨幣収入だけが昔時から財政活動であつた

と解することは誤りであつて、歴史的 facts に徹しても、経済的獲得活動の中には非貨幣的收入が含まれてゐたからである。彼もこの事実を認めて、「現物収入は、貨幣需要を節約するところが少なくないから、間接的には大きな意義を有する」と述べているのである。

いづれにしても彼は、経費の問題を財政学の対象とすることを否定して、彼の著書の一部に、共同欲望および国家活動に関する若干の説明を行っている以外には、国家経費に関しては何等論述するところがないのである。しかしこのような意味におけるカイツルの経費論否定論は、その論拠が極めて薄弱であつて、方法的根拠に立つ否定論とするには足らないであらう。

(11) ルロア・ポリュエ²⁾ (Leroy-Beaulieu)

ルロア・ポリュエは次のような巧みな比喩を用いて、財政学における経費論を否定するのである。すなわち財政は大工のごときのものであつて、「人が家を建てるために大工をよんでくる場合に、その建築が、その人の財産または社会的地位に対して、大に失するかどうかを調べることは大工の仕事ではない。大工の關係することは、建築主に対して、最少の費用をもつて、その家をできる限り堅牢、便宜、美麗に建築することである。これと同様に、財政学について叙述する者は、過大の支出をなす国家に、実直に訴えることはできるが、しかし眞の仕事は、できる限り個人の利益をはかり、また公正を慮つて、国家がその資源をいかにして獲得しうるかを指示するにある」。

彼の否定論は、財政学の任務は、政治的に決定された経費を、「所与」のものとして受けとり、それを支弁するための資源を、個人の利益と公平とを考慮して、国民からいかにして獲得しうるかという収入論（主として租税論）の研究に存すると解するのである。この種の所論は、次項の「経費論必要論」においても共通する見解で

あつて、一応方法論的根拠に立つものであるが、後述する通り、この方法論自体に問題があるだけではなく、経費論を除外する財政学は、ついに財政学の独立性を喪失するにいたるであろう。

以上のカイツルとルロア・ポリューとは、むしろ極端な否定論者であるが、従来から否定論者と解されてきた学者に、ユスチ、マルフス、シュタインなどがある。しかしこれらの学者は、方法論的には一応否定論の立場に立つが、實際論的には、次項にあげる諸学者とともに、財政学における経費論の必要性を主張しているのである。すなわち方法論的には否定論者であるが、實際論的には肯定論者であるという論理的矛盾に陥っているものと見るべきである。多くの財政学者が、事実上この類型に属している。そこで私は、この学説を、便宜上『経費論必要論』という新しい範疇で分類してみることにした。なぜこのような論理的矛盾を含む学説が生じたかということは、遺憾ながら財政学方法論の誤りか、もしくはその論理的不徹底さに起因するものと考えられる。次項において、この範疇に属する内外の主たる諸学者の見解を述べてその論評を試みたい。

三 経費論の必要論

(1) フォン・ユスチ³⁾ (Johan Heinrich Gottlob von Justi)

ユスチは後期官房学派の代表的学者であるが、財政学を定義して、「財政学とは、全国家財産においてよく基礎づけられた国家の準備財産を、経済的に徴収して、統治者と臣民との共同善のために賢明に適用し、かつこれに必要な施設と事務とに、よき秩序と組織とを与えてこれを維持する学問である」という。そして財政学の体系を、(1) 国家収入の調達、(2) 国家支出、(3) 財務組織および管理、の三部門に分けている。とくに国家支出

(経費)については、「統治者と臣民との共同善のために賢明に適用し」と規定して、経費のあり方についての諸原則を詳論しているのである。ゆえにユスチは、もちろん経費論の否定論者ではない。しかし結論としては、経費を決定するものは臣民の信頼する君主の任務であって財政学ではなく、官房学者は、「所与」の経費のための収入調達の方法を研究することが任務であるというのである。

しかし彼の財政学は、政治、行政、財政、経済の全体を包括するいわゆる官房学体系(政治経済学体系)の一部門であって、そこにはいまだ方法的根拠に立つ財政学の独立性はなく、財務行政論的な国家家計論となつているのである。いずれにしても方法的には一応否定論者と解しうるが、實際政策論としては、官房学体系中に経費論を詳述しているので、経費論必要論者と解すべきものである。

(11) フォン・シュタイン⁴⁾ (Lorenz von Stein)

シュタインが、かつて経費論否定論者と解されたのは、初期の著書、『財政学教科書』において、彼のいわゆる国家経済学の体系を、(1) 国家収入を取扱う財政学、(2) 国家支出を取扱う行政論、(3) 国家家計を取扱う財務行政論に分けて、国家支出(経費)論を行政論と規定して、国家収入論たる財政学から分離したからである。しかしその後彼はその所説を修正し、財政における国家経費の重要性を認識し、国家活動の経済的再生産を認めて、租税とともに国家経費の再生産力説(Reproduktivitätstheorie)を主張したのである。しかし彼のいう国家経済学 (Staatswirtschaftswissenschaft) なるものは、今日の財政学ではなく、広義の国家行政学の一部門としての財務行政学である。彼は行政における国家経済の機能を、(1) 国家生活に節度を与えること、(2) 国家生活の内に秩序を維持すること、(3) 国家生活が使用し消費する力を自ら再び補充すること(国家経費の再生産力説)の三つであるという。このように彼は、財政学を独立科学とは考えず、財政現象を、国家生活としての政治、社会、

経済生活等の全体的関連において理解すべきことを強調しているのである。

このようにシュタインは、国家経費論の重要性を主張しているから、否定論者ではないが、方法論としては、財政学を国家行政学（あるいは政治経済学）の一部門にすぎないと解しているから、独立科学としての財政学における経費論肯定論者ではない。やはり経費論必要論者の範疇に属するものと解すべきである。

(III) フォン・エーエベルク⁵⁾ (Karl Theodor von Eheberg)

エーエベルクは、その著『財政学』の第一篇の『国家経費論』の冒頭において、明快に次のように表明している。「財政学固有の目的は、いかにしたら最もよく国家の需要をみたすことができるか、ということの研究するだけであるから、経費論そのものは普通の財政学の僅かの部分を占めてはにすぎない。個々の経費が一般の利益のために必要であるかどうか、という問題に答えるのは、財政学の権限外である。財政学は、経費はすでに定められたものと観念してかからなければならない。財政の作用は、収入を研究し、これを財政的または財政技術的見地に立って分類することにある。国家の経費が適法であるか、必要であるか、有利であるかというようになことに対して、決定的に判定をすることは、他の裁判所即ち他の学科に譲らなければならない。国家の需要を決定することは、その経費の原因たる当該行政分科の職分に属する。経費を判断し、適法であるかどうかを検査し、その経費の充足を是認するのは、国民の代表機関（議会）の任務であり、これを科学的に取扱うのは、憲法、国法、行政および国民経済等の各種の学科の職分である。しかし経費の目的を一緒に説明することは、財政全体を達観せしめる唯一の道であるのみならず、経費に対して論断を下すには、収入に対する考慮と、一般経済観念を基礎としなければならないので、これもやはり財政学の任務なのである。だから一冊の財政学書中に経費を一緒に論ずるのは適当なように思われる」。

右の引用句によってわかる通り、彼は方法論的には、明白な経費論否定論者であって、経費を決定するものは議會であり、その科学的研究を行う学問は、財政学ではなくて憲法、国法、行政などの国家学および国民経済学であるという。しかし財政全体を達観する唯一の道は、経費の目的を説明し、収入を考慮して論断を下すことであるから、経費の研究もまた必要な任務であるという。すなわち一冊の財政学書中に一緒に経費を論ずることが適当であるとして、實際論的には経費論の必要性を認めているのである。かくて彼の財政学はドイツの先学たちの政治経済学体系からは脱却して、財政学の独立性を確保し得たが、方法論的には否定論者という矛盾に陥っている。やはり経費論必要論者と解すべきものと考えられる。

(四) ブルノー・モル⁶⁾ (Bruno Molli)

モルは、上述のエーエベルクに近い見解をもっているが、彼によれば、公共経費の効用性、必要性、合目的性または正当性それ自体について論ずることは、科学としての財政学の領域を超えて、政策という動揺する舞台に移行するものであるとして、科学としての財政学と政策とを厳別するのである。そして経費の研究は政策一般に関係するものであるが、政策における価値判断は主観的なものであって、客観的には基礎づけられないから、財政学において取扱うべき問題ではない。ただ財政学上で経費の問題として取扱う場合は、各国の各時代における経費の比較や分類を行う程度に限るべきであるというのである。

このように彼が、財政学を政策論から区別して、経費の決定は政策における主観的価値判断であるとして、経費論を財政学から除外したことは、方法論としては一応筋の通った立場というべきである。しかし他方において、實際論としては、経費の事実認識としての経費の比較や種類の研究の必要性を説いているので、彼もまた経費論必要論者の一人であると解すべきものである。

(五) ウィルヘルム・ゲルロフ (Wilhelm Gerloff)

ゲルロフは方法的に著しい特徴をもつ学者であるが、彼は従来の正統派的財政学に厳密な方法的検討を加えて、従来の財政学体系が、倫理、法律、国家、政治、経済、社会などの複雑広範な内容を包含して、財政学の独立性と純粋性を失っていたのを反省して、理論的にも政策的にも、財政現象を経済現象の一部として取扱ひ、経済的考察方法によるべしとしたのである。かくて彼は、財政より非経済的要素を極力排除して、財政学の認識対象を、強制獲得経済に限定して、需要充足という財政収入獲得に局限したのである。かくて彼は財政学から経費論を除外したのである。その理由は、公共需要は政治行政的目的によって決定し、所与の目的として現われるから、財政の本質的職能は、この与えられた需要をいかにして充足するかにあるというのである。しかし彼は、収入経済は支出経済を無視しては行われ得ないから、支出経済(経費論)を財政学の一部門として取扱ふことは差支えないが、財政学固有の問題ではないといっているのである。

このようにゲルロフは、ブルノー・モルとは異なる立場の方法論から、財政学の認識対象を、国家の強制獲得経済現象に限定した結果として、経費論を財政学の固有の問題から排除したので、方法的には経費論否定論者となっている。しかし他方では、実際論としては財政学の一部門として取扱ふことの必要性を認めて、いわゆる経費論必要論者となっているのである。

以上の通り経費論必要論者として挙げたユスチ、シュタイン、エーエベルク、モル、ゲルロフの五人はいずれもドイツ財政学者であるが、次にドイツ財政学の影響を強く受けた日本の学者の中からこの問題に強い関心を寄せている井藤博士と安藤博士との所説を述べてみよう。

(六) 井藤半弥博士

この問題について特筆すべき日本の代表的学者は、井藤博士であろう。井藤博士は、財政学の基本概念を、「財政学の基本概念をなすもの、即ち財政概念は、強制獲得経済である」と定義する。ゆえに強制獲得経済にかかわるものは、当然に財政学上の問題となるが、その強制的源泉が、法律や国家権力にあること、風俗、習慣その他生活の心理的・生理的欲求にあること等は、第二義的問題となるにすぎない。ゆえに国家の経済であるという事実にもとづいて、独自の科学が成立するものではない。財政とは国家の経済であるという立場より出発する学説は、この関係を顛倒するものであるというのである。これは誠に明快な方法的立場であって、従来の不徹底な財政学方法論に対して、強力な批判を加えたものとして高く評価されるべきものである。

しかし井藤博士は、その多くの財政学の著書の中で経費論を詳論しているのであるが、そのためには一定の限界が与えられているのである。すなわち経費の内容自体の批判までも財政学の課題とすることは、財政学の基本問題を、国家学ないし政治学一般に拡大する立場を是認するものでなければ認め得ない見解である。財政学で取扱うこともあるが、それは教育その他の便宜論として意義あるにすぎない。しかし経費の内容自体の研究が無駄だということではない。財政学の問題に属しないというのである。そしてこの無用ではない「必要な」経費の内容自体の研究というのは、経費の数量の大小およびその種類は、収入経済の内容を左右する一要素であるから、この収入経済にかかわる範囲内においてのみ、財政論上支出の方面が、研究するべきに止まる。ゆえに一定量の経費を使用することによりおこる利用量を評定することは、社会政策・治安政策・教育政策などの問題である。一定量の経費の社会価値を前提として、即ち経費を与えられたものとして認め、この手段の調達（収入）を研究するのが財政学の課題であると述べているのである。井藤博士の以上の所論は、方法的には明白な経費論否定論であるが、實際論的には経費論の必要性を認めるといふ二元論であって、やはり経費論必要論者に属するものと

解することができる。

(七) 安藤春夫博士⁹⁾

最後に、井藤博士と同じ立場に立ち、その熱心な支持者であり主張者である安藤博士の所論を述べておきたい。安藤博士は、後述する高木博士の「経費論肯定論」を強く批判して、その論文、「経費論の財政学的限界」の中で、次のように主張しているのである。安藤博士は、「私が本稿の小論で最も関心をいだくのは、財政活動のうち支出された経費が、社会経済機構のなかで作出する経済的・社会的作用ないし経済的・社会的効果もまた、財政学の認識対象となりうるかどうかの問題である」と自ずから設問して、高木博士の経費論を分析したるのち、次のような疑問を提出してその批判を行っているのである。

「第一の疑問」は、経費が権力的・強制的に使用処分されると、その経済的・社会的な作用・効果が、何故に財政学の認識対象となるか、ということである。これに対して安藤博士は、「たまたま収入が歴史的に、従ってまた具体的に強制獲得性を有するものに反し、経費の経済的・社会的作用・効果は一般的にこれを有しないから財政学の認識対象とならないというのである。従ってまた経費の経済的・社会的作用・効果が具体的にこの本質概念に関係をもつことが実証されれば、もちろんこれも財政学の認識対象となるのである」と答える。

「第二の疑問」は、経費の使用によって起る利用量を評定し批判することは、財政学の認識対象となるかどうかということである。これに対して安藤博士は、「私は経費の利用の量の評定も国家給付の判断も、ともに財政学の認識対象を超えるものであると考えてきた」が、その理由として、「国家政策の決定とか政策手段の選択とかは、明らかに財政学以前の問題である。もっとも国家政策は、その実施はもちろんその決定も、常に財政収入による制約をうける。しかし論理的には財政収入または経費が国家政策を決定するのではなく、反対に樹立され

た国家政策が収入や経費を決定するのである。」「経費の効果とか、国家給付の利用・効用、あるいは効果が、国家の政策目的を達成するために最も適切であるかどうか、十分であるかどうかなど、その品質・数量などの評定・批判は国家政策論の任務であって、財政学の領域を超える問題と云わざるをえない。ただ政策手段の行使に伴う経費の種類と数量とが、財政学の認識対象となりうるにすぎない」と答える。

「第三の疑問」は、経費を所与のものとして受取るべきであるかどうかの問題である。この問題については、高木博士の所論の矛盾を指摘して、安藤博士自身は、当然に経費を所与のものとして受とるべしと主張するのである。

かくて結論として、「経費は国家政策によってきまり、財政学がこれを決定するものではない。この意味において、経費は財政学にとって所与のものであるといわねばならない。しかし経費が所与のものであるということ、経費の性質・種類・数量などのすべてが、すでに確定されているため、財政学はこれに対して手をつける余地が全く存しないことを意味するのではない。財政学が経費を決定するのではないということである」と述べているのである。

右によれば、安藤博士の所論は、井藤博士の強制獲得経済説を支持する結果、方法論的には経費論否定論であるが、財政学において経費論を論ずること自体を否定せず、実際論的必要性から、収入との関係において、経費の性質・種類・数量を論ずることの必要性を是認するのである。従って安藤博士もまた井藤博士とともに、経費論必要論者の一人であるとみることができる。

四 経費論の肯定論

財政学において経費論を積極的に肯定する立場の学者も少なくないが、その顕著なものとしては、古くはアダム・スミスおよびワグナーがあり、近くはゴルトシャイトおよびドールトンがあり、わが国では高木博士および井手博士がある。これらの諸学者の所論について左に略述しておく。

(1) アダム・スミス¹⁰⁾ (Adam Smith)

経済学とともに財政学の創始者とも解しうるアダム・スミスの経費論は、方法論的にはいかに解すべきであろうか。「安上りの政府」を主張したスミスを、肯定論者の一人に加えることは、一見異様に思われるが、しかし彼は、明らかに否定論者ではなかったし、また便宜的な必要論者でもなかった。強いて云えば消極的肯定論者であるとみるべきであろう。

スミスの財政論は、周知のように、『国富論』の第五篇に、「元首または国家の収入について」なる題の下に述べられているが、経費論はその中の第一章に、「元首または国家の経費について」と題して述べられている。その内容は、国防費と司法費と公共事業費と教育費と宗教費と元首費との六費目について、その歴史と理論と政策とが詳細に論ぜられている。しかし彼の国富論における認識目的は、「国富増進」であったが、それは人間の利己心に始発する利潤追求のための自由競争によって達成されると解するから、国民の自由活動を阻害するような国家活動を可及的に抑制せんとして、国家不生産説または国家消費説を称えたのである。しかし彼は国家経費無用論を説いたのではなく、国富増進のための不可欠の最少限度の経費支弁の必要性を説き、右の六つの経費を

むしろ積極的に是認するとともに、これらの経費を、不生産的・有用経費 (unproductive but useful expenses) または不可避的・必要経費 (inevitable and necessary expenses) と称しているのである。そしてこの有用経費支弁のために租税論を述べ公債論を論じているのである。

ところがスミスの国富論は、社会科学学方法論的にみれば、政治経済学 (または広義の国民経済政策学) であつて、第五篇の財政学は、その全体系の一部にすぎず、独立科学としての地位が与えられていないのである。したがつてスミスの財政論は、とくにその経費論は、これを財政学方法論的立場から批判することは適當ではないであらう。いずれにしてもスミスの経費論は、単なる便宜論ではなくして、理論的にも實際的にも、経費の重要性を認めている点において経費論肯定論と解すべきものであると考える。ところがスミスの後継者たる古典学派のリカルドーも、J・B・セーも、J・S・ミルも、その経済学において、経費論を軽視 (否定ではない) している点を注目すべきである。

(11) アドルフ・ワグナー (Adolf Wagner)

次に近世財政学の大成者と解されるワグナーについて考察してみよう。彼は財政学を定義して、「財政学とは国家が強制共同経済の職務遂行に必要な経済財 (とくに貨幣) の調達と使用のために営む経済を研究する学問である」という。ワグナーの財政本質論は、「強制共同経済」であるが、彼はこれを国家社会主義経済であるといい、全体利益 (福祉目的) の下に、生産と分配、個人主義と社会主義とを統括する経済政策の体系であるといふ。とくにこの福祉目的の実現の方法として、所得分配の問題をとりあげ、その最も有力なる財政手段を、分配の不公平を矯正するための社会政策的租税においたのである。これと同時に、財政は有形財 (とくに貨幣) を調達して、強制共同経済の機能 (経費的機能) を通じて、無形財すなわち公共施設や国家用役を作出するから生産的であると

いう。またディューレルの国家無形資本説を肯定して、国家は生産の要素であり、経費は生産費であり、国家行政は生産経済であり、軍事費もまた生産費であり、投資であるとするらいうにいたったのである。

このようにワグナーの方法論は、所得分配の不公平を矯正するための租税政策を重視する社会政策的財政学であるが、同時にまた生産政策をも重視する財政学である。しかし彼のいう財政学（または国家経済学）は、強制共同経済を中心とする広範なる政治経済学であって、体系論としては、前述のユスチヤシュタインとともに、財政学自体には独立科学としての固有の地位を与えていないのである。しかし方法論的にも実際論的にも、経費論の重要性を積極的に強調している点において、彼は経費論肯定論者と解すべきであると考える。

(III) ゴールトシャイト¹²⁾ (Rudolf Goldscheid)

ゴールトシャイトは、いわゆる「財政社会学」の提唱者であるが、財政学を社会学の方法をもって、社会的に方向づけ、基礎づけんとする独自の方法論によって、財政学の本質と体系とを規定せんと試みたのである。彼によれば、「財政社会学とは、公的家計が社会的にいかに制約され、またその公的家計が社会発展をいかに制約するかを問題とする学問であり」、財政学の第一の任務は、公的收入と公的支出との間に存する相互的な依存関係のメカニズムを研究することであると解する。また公的家計の目的が、仮りに一般的福祉や課税の公正にありとするならば、それは実質的かつ究極的には、収入の生産性よりもむしろ支出の生産性によって決定されるものであり、その収入の生産性は支出の生産性の程度に応じて決定されるものであるという。そしてこの公的支出の社会的性格は、そのときどきの社会諸関係を直接に反映する国家の行動のなかに、従ってその数的表現である国家予算の中にもっとも明確かつ端的に表現されるといって、彼は有名な、「予算はすべての粉飾的なイデオロギーの衣をぬぎすてた国家の骨格である」との提言をなすのである。

さらに彼は、従来の財政学の任務は、経費を「所与」のものとして受とり、その経費充当のために必要とされる収入をいかにして調達するかという「純粹記述または現実記述」にありと主張されてきたが、真の現実をむしろその外面的なもの背後にこそひそめのではないのか。それを「与えられたもの」としてそのまま記述するとは、その所与を肯定し、光榮化し、理想化することである。ところが彼等が所与として勝手に光榮化した現実なるものは、法律の擬制、経済の擬制、国家の擬制、財政の擬制による現実ではないのか。真の現実理想化された秩序の背後にあるもの、すなわち窮乏、悲惨、苦惱、搾取、強制、圧迫こそが真の現実ではないのか。現実の国家財政は、このような非合理的・非理性的な現実によって制約され、形成されているのではないかと述べて、旧来の財政学の根本的誤りは、このような擬制から出発したところにあると主張するのである。

かくて彼は、所与を理想化する擬制的方法は、そのこと自体すでに一種の「価値判断」をその立論の前提とすることであるという。ゆえに「純粹記述」なるものも価値判断ないし現実批判なくしては不可能であるとして、価値判断否定論を否定し、財政学は、「真実なる相」(Was ist)とともに、「あるべき相」(Was sein soll)を研究対象とすべきであるという。そしてそのあるべき相を、彼は「経済性」(Wirtschaftlichkeit)と「人間性」(Menschlichkeit)との充実、すなわち「人間経済」(Menschökonomie)の高揚におき、真の「客観的なる財政学」の構造は、「社会学的に方向づけられ、基礎づけられた」理論としての財政社会学を支柱とし、現実説明に不可欠な支柱たる「財政史」と「財政統計」とから成立するものと主張するのである。

右の通り彼は、方法論的にも實際論的にも、極めて積極的な経費論肯定論者であるが、問題点は、彼のいう「社会的に方向づけられ・基礎づけられた」財政社会学それ自体の妥当性いかにある。しかしこは、その問題を論ずる場所ではないので、彼が積極的な経費論肯定論者であることを示す程度にとどめておきたい。

(四) ドールトン¹³⁾ (Hugh Dalton)

バスターブル¹⁴⁾ (C. F. Bastable) やコルム¹⁵⁾ (Gerhard Colm) やピグー¹⁶⁾ (A. C. Pigou) やバンヤン¹⁷⁾ (Albin

Hansen) などの諸学者も、経費の国民経済的作用・効果を重視して、いわゆるフィスカル・ポリシー論的立場に立っている。ゆえにいずれも財政学における経費論の肯定論者と解しうるのであるが、彼等は特別に財政学方論的な主張を展開することなく、財政学体系における経費論の存在は、むしろ自明の事実として、その重要性を強調して、経費の分類を行い、その経済的作用と効果とについて理論的かつ実証的な分析評価を行っているのである。しかしここでは比較的特色ある方法的立場に立っているドールトンの肯定論について述べておきたい。

彼は、「財政は、経済と政治との境界に横たわる諸問題の中の一つである。その関連するところは、政府の収入および支出と、その相互間の適合にある。財政学の理論は、これらの事柄に関して論ぜらるべき一般的理論をいう」と述べて、従来の財政学が収入論を偏重して経費論を軽視していることを非難している。さらに彼は、財政学における収入論と支出論とは、「二つの等価部門 (two symmetrical branch) であつて、財政の作用は、社会的最大利益原則 (The principles of maximum social advantage) を基本原則とする購買力の移転 (transfers of purchasing power) の一系列として理解されてゐる。そしてこの立場から経費を、無償的支出 (Grants) と有償的支出 (Purchase Prices) とに分類し、その作用を次の三つに分つのである。

(一) 経費の生産に与える作用 (The Effects of Public Expenditure on Production)

これは、国家、公共の経費は、租税その他の収入と結合して、経済的資源をして、それが自由に放任される時に流れる経路から、これを政策によって決定した経路にその方向を転換せしめて、生産の性質と全量とを著しく変化せしめることが必要であり、他の事情にして等しい限り、租税は生産の減退を少なからしめるように決定

すべきであり、経費は生産をしてできうる限り増進せしめねばならないという。そして経費の生産的作用として、①国民の労働および貯蓄能力に対する作用、②国民の労働および貯蓄についての欲求に対する作用、③経済的資源の方向をして種々の使命および地域間に転換せしむる作用をあげている。

(2) 経費の分配に与える作用

これは、経費は所得の不平等状態を緩和することを目的とすべきであることを主張する。すなわち社会的最大利益原則に従い、政府の無償的支出の組織は、比較的強度の累進性を与えるべきであるという。

(3) 経費のその他の作用

これは一般行政費および公共土木費について論じている。行政費の支出については、財貨および用役の浪費によって生産能力の減少することをいまして、その能率的支出を主張する。公共土木費については、その大規模化と統制とによって、民営事業よりも生産効果を大ならしめ、失業を救済して所得分配の平等化に役立つという。

以上のようにドールトンは、従来のイギリス古典学派の伝統的な経費の不生産性に対して、積極的にその生産性を重視して、財政学における経費論の重要性を強調しているのである。スミスの不生産的・有用経済論としての肯定論に対して、ドールトンは、生産的・必要経済論としての肯定論を主張しているものとみるべきである。

(五) 高木寿一博士¹⁸⁾

高木博士は、わが国における最も熱心な積極的肯定論者の一人であるが、博士によれば、エーベルク、フェルデス、モルなどは、国家経費の合法性、必要性ないし有用性などの原理的または根本的問題について、決定的判定を下すことは、財政学の権限外であるという。しかしこのような財政学の通説では、経費的作用・効果の研究が軽視されて、財政学は所要の経費を既定の所与のものとして受取り、その経費充足のための収入調達を研究す

ることが、財政学の任務であるといわれてきたのである。財政学体系内に経費理論を欠くこと、または軽視されていることは、既成財政学における最大の理論的欠陥の一つであり、既成財政学の現実性・実践的指導性を失わしめた最大の原因の一つであるという。しかし国家給付の効果を、国民にとって利益とするか否かを判定することは、価値判断の問題であって、科学としての財政学の問題ではない。国家給付を作出する国家経費の効果の計画と、作出される国家給付の効果が利益か不利益かという価値判断とは区別しなければならない。経費の作用・効果を研究することまでが、財政学の研究領域である。要するに財政学は、収入の効果の研究にとどまることなく、経費と収入との効果の総体的把握にまで進まねばならぬというのである。

右のような前提に立って、経費の作用・効果の研究範囲について、安藤博士との論争において、高木博士は主要次のように述べているのである。財政活動の主体である政府は、(A)公共経済過程と、(B)市場(交換)経済過程との二つの経済過程において、①まず資金を調達する、②次にこの資金は、一つは財貨・用役を対象とする支出(非移転的経費)となつて処分され、他は貨幣給付(移転的経費)となつて処分される(資金の保蔵の場合を含む)。

③その結果、非移転的経費の方は、その支出によって、財貨・用役が調達される。④次にこの調達された財貨・用役によって、主として公共諸施設が作出される。右の諸過程のうち、(A)における資金調達の典型的形態が強制獲得活動たる租税であり、(B)における主要形態は任意公債による資金調達である。(A)が財政学の研究対象であることは当然だが、(B)も公共経済の主体たる政府が、(2)の資金を処分するための準備行為であるから、財政学の研究対象となる。ただし政府が純然たる営利事業を行う場合は研究対象とはならない。

右のような高木博士の見解について、安藤博士との間に、きめの細かい論争が展開されているが、ここではこれを省略する。結論として安藤博士は、高木博士の所論を次のように要約しているのである。①国家給付を作出

する経費の作用・効果は財政学の認識対象である。②国家による財の権力的な処分（資金・財貨・用役の処分）は財政学の認識対象である。③その処分によって作出される国家給付は財政学の認識対象である。④経費の決定・評量・批判・利用量の評定などは財政学の認識対象ではない。

要するに高木博士の肯定論は、経費の調達からその使用・処分に行たる国民経済的総過程における作用・効果は財政学の認識対象であるが、経費の数量的決定・評量・批判は認識対象ではないと解するのである。ゆえに経費論に対する積極的な肯定論者ではあるが、方法論的には、経費の価値判断を財政学の認識対象から除外するという意味における肯定論者であることを留意すべきである。

(六) 井手文雄博士¹⁹⁾

最後に井手博士の肯定論を述べておきたい。まず従来の財政概念を、(A)財政は国家の経済そのものであるとする説、(B)財政は国家の経済の一部分であるとする説、(C)国家の経済の一部分が財政の一部分であるとする説の三種に分つ。(A)説はその後強い方法論的批判修正を受けて、国家経済現象のうち、強制原則の支配する部分のみに限定するゲルロフのいわゆる強制獲得経済のみを財政学の認識対象とする(B)説が生じた。さらにこれを批判して生じた(C)説の代表者が井藤半弥博士であるという。ゲルロフや井藤博士の所説は、すでに私が経費論必要論者として述べた通りである。これに対して井手博士は次のような疑問を提出するのである。

井藤博士は、経費の数量および種類は収入経済を左右する一要素というが、逆に収入の数量および種類は経費を左右する一要素である。ゆえに収入の決定以前に、それを左右する条件として、経費の数量および種類が、すでに「与えられた」ものとして存在することは不可能であろう。経費と収入とは同時に決定されるのであって、両者は相互制約的關係にある。財政の本質は、経費と収入との適合・調整の中に求められる。ゆえに経費現象は

財政現象である。しかも単に経費を「与えられたもの」として、その数量と種類とを認識するだけに留まらず、それを批判し、決定すること（経費の価値判断）をも財政学の任務と考えられるのではあるまいか。しかしこの考え方は、各経費は、最初は各政策によって決定されることを認めているのであるから、各政策論と財政学（正しくは財政政策論）との混同に陥ってはならないと思う、というのである。さらに井手博士が、経費支出部面をも財政現象の中に包摂する立場は、財政における収入経済の特質を強制性に求めたと同様に、博士は経費支出方法においても強制性を認めたがためである。このように収入と経費の両面にわたり強制的要素を認めた点を、井手博士は、A説と異なる独自の見解であるといい、財政の特質をその強制性と欲望の公共性に求めているのである。

以上の井手博士の所論は、肯定論者の中の最右翼に位置する最も徹底した所説であって、財政学の認識対象を、収入と支出との調整・適合の中に求めているだけではなく、経費にも強制性を認めるとともに、さらに進んで、経費の数量と種類とを批判決定することも財政学の任務に属すると解するのである。この最後の見解は、高木博士すら財政学における経費の価値判断を否定したところだったのである。しかし井手博士からこの経費の価値判断の客観的妥当性の論証について聞くことができないのは遺憾である。

五 私見による経費論の必然論²⁰⁾

最後に私見による『経費論必然論』を述べる段階に到達したが、私がこのような特殊な表題を掲げたのは、私の財政学方法論による経費論が、経費論の否定論や必要論ではなく、また不徹底な肯定論でもなく、経費論なき財政学は、ついに科学として成立することができないという意味における必然論なるがためである。すなわち経

費の種類・数量の分析や、その経済的作用・効果の研究はもちろんとして、経費の決定・評量・批判（経費の価値判断）をも必然的に財政学の認識対象とすべきであるという意味における必然論なのである。（いまここでこの必然論を方法的に詳しく論証する余白がないので、詳細は拙著、財政学方法論、昭和三六年、酒井書店を御高覧頂きたい。）

（一） 財政学の経済科学の本質

私は、カール・メンガーにおける社会科学の三科分立論を支持する。経済科学についていえば、彼はこれを、（一）歴史的経済科学（経済史学と経済統計学）、（二）理論的経済科学（理論的国民経済学）、（三）実践的経済科学（①国民経済政策学、②実践的単独経済学——財政学および実践的私経済学）の三科に分つ。そして彼は、財政学を実践的科（学（応用経済学））の一種となし、国民経済政策学と同一範疇に属するものと解する。すなわち彼は、財政学を広義の経済政策学の一つと規定するのである。

私は、彼が財政学を政策学の一つと規定した見解に同調する。何となれば、財政現象は国家の経済現象であるが、この主体性をもつ国家の経済行為は、一定の目的を設定してこの目的を実現せんがために行う手段としての経済行為であって、この目的・手段を研究対象とする学問は、当然に政策学だからである。しかしメンガーは財政学を定義して、「民族のうち最大の単独経済の合目的な事情に適應せる施設・政府およびその他の財政権力を備えた経済主体の会計の合目的な事情に適應せる施設に対する諸原理に関する科学」と規定したことには同調することができない。何となれば彼は、政策学たる財政学は「合目的な事情に適應せる」と前提して、所与の目的については、科学が価値判断を行うことを否定して、国民経済政策学とともに、財政学を単なる技術学(Kunstlehre)に fallen lassen したからである。

しかしもし広義の経済政策学の一つとしての財政学が、真に経済科学の一つたらんがためには、財政学におけ

る国家目的の価値判断の客観的・可能性の論証が不可欠の前提となるのである。ここにいう国家目的の価値判断の可能性とは、財政学においては国家目的の貨幣的表現たる経費の客観的価値判断の可能性ということである。この経費の価値判断の可能性を財政学方法的に論証しうれば、経費は政治・行政的決定による「所与」のものでなくして、必然的に財政学固有の認識対象となりうるからである。

(二) 政策学における目的の価値判断の可能性

政策学における目的の価値判断が客観的に可能かどうかという問題は、マックス・ウェーバーの問題提起以来、現在にいたってもいまだ科学的に解決を見ていない古くて新しい学問的重要問題である。私は、拙著『財政学方法論』において、第二世紀初頭のドイツの価値判断論争を紹介批判し、次で第一次大戦後の政治経済学論争としての新しい価値判断論争について述べた。またさらに特色ある方法論としてのゴットルの存在論的価値判断や、大熊信行博士の配分原理や、赤松要博士の綜合弁証法や、ポールディングの生態学的方法論などについて述べた。しかしいずれの学説も問題の根本を解決するに足るものではなかった。

解決の鍵は、目的たる当為または価値 (Zollen, Sollen) が、主観的・観念的・抽象的な設定ではなくして、客観的・現実的・具体的な実在 (Zain, Sein) に根源するものであることを論証することに存する。財政学についていえば、経費 (Zollen) が、政治的・行政的・主観的・観念的に決定されるのではなくして、客観的・具体的・現実的な実在 (Zain) に根源して決定されるものであることを論証することにある。換言すれば、目的 (理想・価値) が、財政学について云えば、国家目的の表現たる経費が、人間の根源的・現実的存在に根を下ろしつつある現実的当為 (wirkliches Sollen) に基礎をおいているものであることを論証しうれば足るのである。

(三) 財政理想の定立と価値判断

そこで人間現存在 (Dasein in Menschen) の本質は何か、ということが問題となる。私は、人間生活の根源は、物質と精神との二元的存在であると解している。この二つの根源的存在が相互に作用し規制し合いながらすすむところに、人間生活の発展が実現する。然らばこのような人間生活における窮極目標とは何か。それは人間生活の根源たる個人の物質的欲望と精神的欲望との充足が極大化された状態をいう。もちろんこの二元的欲望充足の極大化は窮極の目標であるが、人間現存在としての個人は、生ある限りこの根源的目標の実現に向って間断なく本能的・現実的・具体的追求を続けているのである。この場合に大切なことは、その欲望の充足が個々の個人にとって『幸福』であるか否かの主観的価値判断は問題としない。

このような欲望の充足は、個々の人間現存在に普遍的に実在する具体的・客観的価値である。多元的国家論に立つ国家観 (利益社会的国家観) によれば、国家は国民の利益のための手段としての存在であるから、国家の目的 (理想・価値) なるものは、最大多数の個人 (国民) の物質的・精神的欲望を最大限に充足するという任務 (職能) を果たすということである。このような国家の目的は、政策者が恣意的に決定するというような主観的・観念的価値ではなくして、本来国家の成立とともに自己目的として内在した客観的・具体的な現実的当為 (wirkliches Sollen) としての普遍的価値である。ゆえに国家の目的 (理想) を表現する経費の内容は、この客観的価値を可及的最大限度に実現しようものでなければならぬ。

ところが元来実践的 (政策的) 経済科学の一種としての財政学の認識対象は、右の二元的欲望の中の物質的欲望の充足に関する現象のみに限定すべきものである。ゆえに広義の経済政策学の一つとしての、財政学の認識対象としての国家の目的 (経済的理想) は、『最大多数の個人 (国民) の物質的欲望の最大の充足』にありと規定することができる。ゆえに国家の目的の中の「最大多数の個人 (国民) の精神的欲望の最大の充足」という非物質

的（精神的）理想の実現に関する国家現象は、財政学以外の科学（例えば政治学、行政学、法律学、社会学その他）の認識対象となるのである。例えば、国家経費の中の土木費は、その国民経済的作用・効果の分析および評価において財政学固有の認識対象であるが、国防費については、その国防費の国民経済的作用・効果の分析および経済的評価に関する限りにおいて財政学の認識対象であるが、その国防費の国防的価値評価については、軍事学や国際政治学の認識対象となるのである。従来、財政学が経費論を所与のものとして認識対象から除外せんとしたのは、財政学が経済科学の一分科であり、広義の経済政策学の範疇に属するとの方法的認識を持たなかったからである。一国の経費に計上されたすべての国家活動を、すべて財政学の認識対象であるかの如き錯覚に陥ったからに外ならないのである。国防費の国防的価値評価までも財政学が論ずべきものと考えたからこそ、国防費（すなわち経費）を所与のものとして財政学の対象から除外せざるを得なかったのである。

（四） 財政学の概念と経費論の必然性

与えられた余白がないので結論を急ごう。上述のような前提から、私は財政学を次のように定義した。「財政学とは、国家が財政権にもとずき国民間の購買力の強制移転的配分を行い、もって財政理想たる国民経済の均衡的拡大（安定的成長）を実現せんとする経済行為を研究対象とする政策学である」。いまここで、右の財政学の概念を分析・説明する余白がないので、経費論の必然性に関する限りにおいて左に略述しておきたい。

国家の経済的理想（財政理想）が、最大多数の国民の物質的欲望の最大の充足に存する限りは、国家の経済行為たる財政政策は、たんに購買力の強制獲得手段たる租税政策（収入政策）だけではなく、国家の有力なる財政手段たる経費政策（それは高木博士のいう、①資金の調達、②資金の処分、③財貨・用役を対象とする支出、④財貨・用役を対象としない支出、⑤財貨・用役の調達、⑥財貨・用役の処分、主として諸施設の作出、⑦用役給付、⑧財貨給付、⑨貨幣給

付などの全過程を含む)によって、一国における物質的欲望の充足手段たる財貨・用役を最大限に作出し、それを最大多数の国民に最大限に配分することにある。換言すれば、国民経済の絶えざる均衡的拡大(安定的成長)によって、一国における財と用役の生産と配分との極大化を実現するということである。しかして財政学の任務は、とくに経費論についていえば、その任務は、経費の作用・効果を分析して、それが右の国家の経済的目的の(財政理想)実現に合目的に役立っているかどうかを評価判断するだけではなく、さらに将来の経費の合目的決定にまで進むところに存するのである。ついでにここで断っておきたいことは、同様に国民経済の均衡的拡大を目的とする狭義の国民経済政策学と財政学との認識対象の差はどこにあるかということである。それは広義の国民経済政策学の中で、財政手段を通じて行う国家の経済活動のみが財政学の認識対象であり、それ以外の経済活動が狭義の経済政策学の認識対象となるのである。

財政学における経費論の方法論的在り方を以上のように解すれば、経費論否定論(カイツル、ルロア・ポリュー)におけるような経費論の除外はついに財政学の科学的成立を不可能にするものである。次に方法論的には経費論を否定し、実際論的には経費論を肯定するという経費論必要論(シュタイン、エーエベルク、モル、ゲルロフ、井藤博士、安藤博士)は、財政学方法論の不徹底さに起因するものと思われる。次に経費論肯定論(スミス、ワグナー、ゴルトシャイト、ドールトン、高木博士、井手博士)は、経費論を積極的に肯定しているが、スミスやワグナーの政治経済学的立場は別として、原則として経費を所与のものとして受とり、その作用・効果の分析までを限界としているのであって、ついに経費論の全面的研究の必然性を是認するまでに至っていないのである。従って私の経費論必然論は、方法論的に、経費論の全面的研究なくしては、財政学はついに独立科学としては成立し得ないという意味における必然論なのである。

(昭和三八・八・一〇)

- (1) Josef Kaizl, Finanzwissenschaft, 1892, ss. 34-35
- (2) Leroy-Beaulieu, Traité de la Science des Finances, 8 éd., 1912, tome 1, p. 2 et s.; 井藤半弥, 租税原則学説の構造と生成, 昭和十一年, 四一頁
- (3) Johan Heinrich Gottlob von Justi, Staatswirtschaft, 1755; Dito, System des Finanzwesens, 1766; 岡野鑑記, 財政学方法論, 昭和三十六年, 一五〇—一五二頁, 高木寿一, 近世財政思想史, 昭和二十四年, 六五—七七頁
- (4) Lorenz von Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 1860, 1885; 高木, 前掲書, 二七六—二八六頁
- (5) Karl Theodor von Eneberg, Finanzwissenschaft, 1921, S. 39; 大竹虎雄訳「ハーネルと財政学」, 大正十二年, 三一—三三頁
- (6) Bruno Moll, Problem der Finanzwissenschaft, 1924, SS. 29-31; Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 1930, SS. 37-42; 井藤, 前掲書, 四七—四八頁, 大洲利男, 財政の基礎的理論, 昭和二十九年, 一八〇頁, 安藤春夫, 財政学原理, 昭和三十三年, 二六六頁
- (7) Wilhelm Gerloff, Grundlegung der Finanzwissenschaft; Steuerwirtschaftslehre, 1926; Dito, Die Öffentliche Finanzwissenschaft, 1947; 岡野, 前掲書, 一五三—一五六頁
- (8) 井藤半弥, 租税原則学説の構造と生成, 昭和十一年, 同, 財政学概論, 岡野, 前掲書, 一八二—一八四頁
- (9) 安藤春夫, 財政学原理, 昭和三十三年, 同, 花戸竜藏博士古稀記念論集, 財政学の課題中の「経費論の財政学的限界—高木寿一博士の教示を仰ぐために」, 昭和三十七年, 四一—六〇頁
- (10) Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1776; 岡野, 前掲書, 一六二—一六五頁, 同, ヴァーヴスラムの財政論, 商経法論叢, 一一卷二号, 昭和十五年八月
- (11) Adolf Wagner, Grundlegung der politischen Oekonomie, Erster Teil, Grundlage der Volkswirtschaft, 1892; Dito, Finanzwissenschaft, Erster Teil, Einleitung, Ordnung der Finanzwirtschaft, Finanzbedarf, 2. Auflage, 1877; 岡野, 前掲書, 一五二—一五三頁
- (12) Rudolf Goldscheid, Staat, öffentlicher Haushalt und Gesellschaft. Wesen und Aufgaben der Finanzwissenschaft von Standpunkte der Soziologie, Hbd. d. Fw. I. Bd., 1926; 山下寛太郎, 財政社会学研究, 昭和三十七年, 二二九—三〇八頁

- (13) Hugh Dalton, Principles of Public Finance, 1923, pp. 154—176, 楠井隆三訳「ドールトン「財政学」」昭和二年、大淵利男、財政の国民経済理論、昭和三十一年、六六一—七〇頁
- (14) C. F. Bastable, Public Finance, 1892
- (15) Gerhard Colm, Essays in Public Finance and Fiscal Policy, A Survey of Contemporary Economics, 1948; 木村元一外訳、財政と景気循環、昭和三十一年、Dito, Volkswirtschaftliche Theorie der Staatsausgaben, 1927
- (16) A. C. Pigou, The Economics of Welfare, 1920; Dito, A Study in Public Finance, 1923
- (17) Alvin Hansen, Fiscal Policy and Business Cycles, 1941
- (18) 高木寿一、財政学総論、昭和十五年、一二二—一二三、一三二頁、同、近代国家財政の理論、昭和二十九年、二〇八頁、同、財政学十五講、後篇、昭和三十七年、二五九—二六〇頁、同、前掲、花戸博士記念論集、「財政学の基本的課題」、昭和三十七年、一九—三九頁
- (19) 井手文雄、新稿近代財政学、昭和三十四年、三三一—四一頁
- (20) 岡野鑑記、財政学方法論、昭和三十六年